

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成24年度
計画更新年度	令和6年度
計画主体	秋田県雄勝郡東成瀬村

## 第5次東成瀬村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 東成瀬村産業振興課  
所在地 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1  
電話番号 0182-47-3406  
FAX番号 0182-47-3800  
メールアドレス sangyo@higashinaruse.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～8年度
対象地域	秋田県東成瀬村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
ツキノワグマ	水稻 養蜂	0.15ha	757 千円
イノシシ	水稻	0.05ha	65 千円
ニホンジカ	被害報告なし		

※樹体への被害や掘り起こしによる農地等への被害は含まない。

(2) 被害の傾向

・ ツキノワグマ

ここ数年は特に大きな被害もなく経過していたが、令和5年度はクマの餌となるブナの実やドングリが凶作で、人里や農地に頻繁に出没するようになり、水稻などの農作物に被害が発生した。  
被害地域は全村一面であり、ブナの実の結実状況等により、出没件数や農作物の被害金額が大きく変動する傾向にある。

・ イノシシ

近年、急速に個体数が増加しているとみられ、令和5年度は目撃情報も多く、水稻などの農作物に被害が発生した。さらに農作物の被害金額として計上していない掘り起こしによる農地等の被害も発生している。  
令和5年1月、五里台地区で捕獲したイノシシから村で初めて豚熱感染が確認され、今後の出没動向や個体数の推移等について注視している。

・ ニホンジカ

近年は被害なしで経過しているが、目撃情報と捕獲実績があり、出没動向について警戒している。

(3) 被害の軽減目標

・ ツキノワグマ

指標	現状値 (5年度)	目標値 (8年度)
被害面積	0.15ha	被害なし
被害金額	757 千円	被害なし

※樹体への被害は含まない。

・ イノシシ

指標	現状値 (5年度)	目標値 (8年度)
被害面積	0.05ha	被害なし
被害金額	65 千円	被害なし

※掘り起こしによる農地等への被害は含まない。

・ ニホンジカ

被害なしを維持する。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 鳥獣被害対策実施隊員による銃器やわなを使用した捕獲、爆竹等による追い払い。 ・ 保有しているクマ捕獲用箱わな5基を農用地内に設置し、効率的にクマを捕獲。	・ 捕獲作業は狩猟免許所持者しか実施できず、高齢化等に伴う免許所持者数の減少による実施隊員の負担が増加。 ・ 出没情報に即時に対応して出動できる実施隊員の確保と後継者の育成。 ・ 豚熱(野生イノシシ)の感染防止対策等への対応。
防護柵の設置等に関する取組	(なし)	・ 高い効果が見込める電気柵の設置を推進。
生息環境管理その他取組	・ 安全・安心な森整備事業を活用した緩衝帯の設置。 ・ 防災行政無線等により注意喚起や目撃情報の提供依頼について呼びかけ。	・ 事業の継続実施。

### (5) 今後の取組方針

東成瀬村有害鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、構成機関・団体等と連携を図り、実施隊（対象鳥獣捕獲員）による被害防止対策を推進するため、従来講じてきた被害防止対策の課題等を踏まえて、下記の取組みを行う。

- 1 捕獲中心であった活動の他にも、森林整備や藪の刈払い、集落内に点在する実のなる木等の除去による出没抑制生対策も積極的に実施し、被害の未然防止を図る。
- 2 村の鳥獣被害防止計画推進事業助成金を活用し、出没情報に即時対応して出動できる実施隊員を確保するとともに後継者を育成する。
- 3 村の有害鳥獣捕獲奨励事業を活用し、実施隊員の活動意欲の維持・高揚を図る。
- 4 農業者等の受益者自らによる電気柵の設置などの被害防止対策を推進する。
- 5 残飯や放置農作物等による出没・被害の発生がないように誘引物の適正処理について啓発を行う。
- 6 安全・安心な森整備事業を活用し、対象鳥獣の出没状況を踏まえて緩衝帯を設置する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成24年度に条例を定めて設置した「東成瀬村鳥獣被害対策実施隊」を引き続き運用する。隊員は東成瀬村農林課職員及び東成瀬猟友会員で構成し、村職員は村長が指名、猟友会員は村長が任命する。この中から対象鳥獣捕獲員を村長が任命する。

農林業者等からの依頼を受けて、実施隊の中心メンバーである東成瀬猟友会員が主な実施部隊として捕獲作業を行うが、多くの猟友会員が就業者であり、迅速な対応が難しい現状を鑑み、農林課職員でも捕獲作業に従事出来る体制を整える。

(根拠法令等)

東成瀬村鳥獣被害対策実施隊に関する条例

東成瀬村鳥獣被害対策実施隊設置規則

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ツキノワグマ	捕獲作業に従事出来る後継者不足の問題 に対するため、狩猟免許取得者等への補助 金を交付することにより、若年層を中心と
～	イノシシ	
令和8年度	ニホンジカ	

	した狩猟者の確保、育成に努める。
--	------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づく捕獲とする。
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）に基づき、可能な限り捕獲とする。
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）に基づき、可能な限り捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づく捕獲とする。		
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）に基づき可能な限り捕獲とする。		
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）に基づき可能な限り捕獲とする。		

捕獲等の取組内容
実施隊員が、対象鳥獣の目撃情報や農作物の被害が発生した場所周辺の様況や対象鳥獣の種類に応じて、銃器やわなを使用した捕獲を行う。 村は必要に応じてわなの修理や調達を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
本計画の対象鳥獣は、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカと比較的大型の獣類であり、捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合や被害が発生し続ける場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲活動を実施する。 銃の使用にあたっては、矢先の確認と安土(バックストップ)の確認を徹底し、安全確保に努める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東成瀬村	ツキノワグマの緊急的な捕獲が必要な場合（人身被害を防止する目的）に限り、一部権限委譲。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	必要に応じて整備	必要に応じて整備	必要に応じて整備
イノシシ	必要に応じて整備	必要に応じて整備	必要に応じて整備
ニホンジカ	必要に応じて整備	必要に応じて整備	必要に応じて整備

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

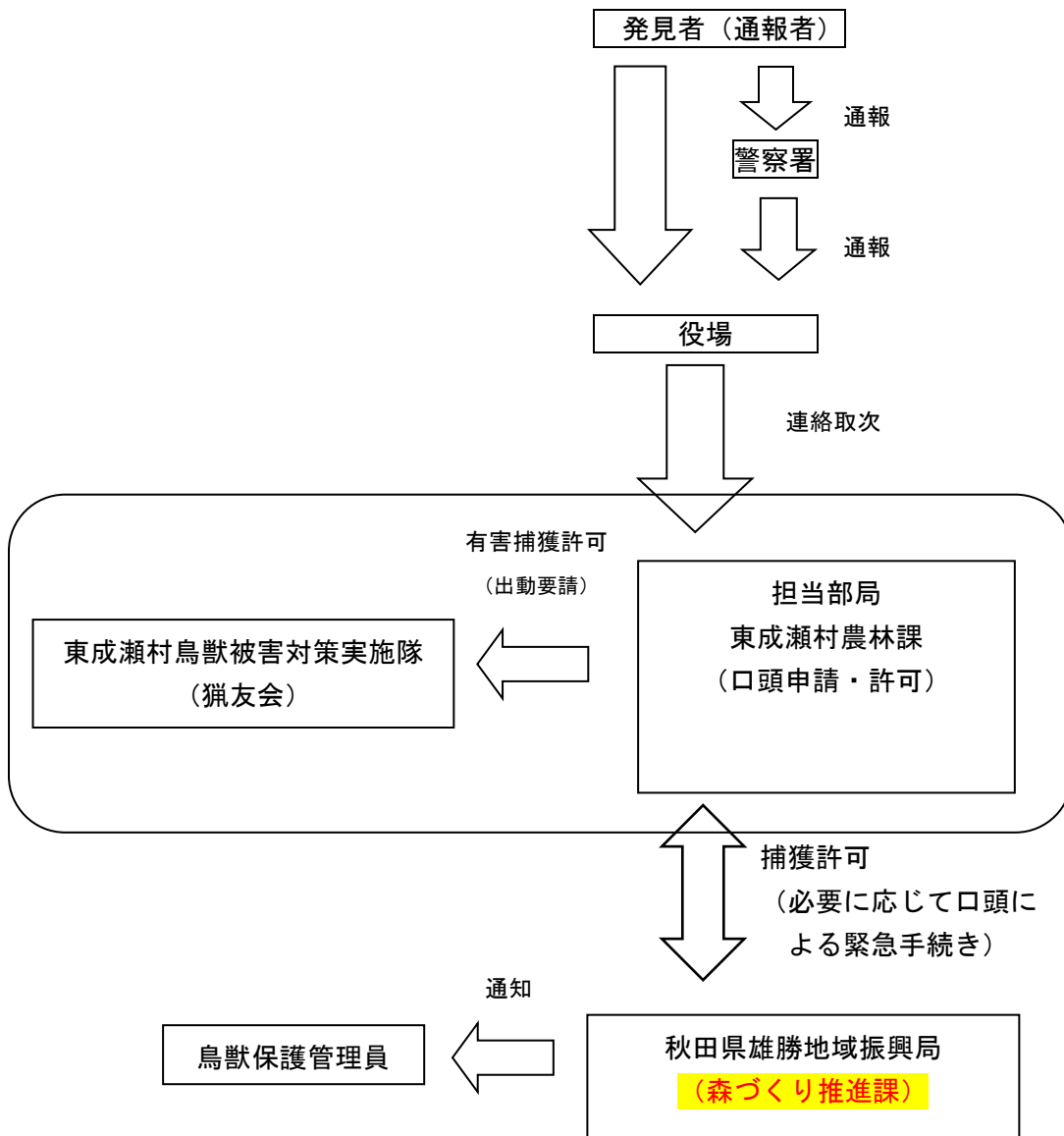
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残飯や放置農作物等による出没・被害の発生がないように、誘引物の適正処理について啓発を行う。</li> <li>・安全・安心な森整備事業を活用し、対象鳥獣の出没状況を踏まえて緩衝帯を設置する。</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東成瀬村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等と連携して出没場所の現地確認や情報収集を行い、村民や関係機関等に情報提供と注意喚起を行う。</li> <li>・ 緊急の場合は必要に応じて口頭による許可申請手続を行うなど関係機関等と連携して被害防止対策を総括する。</li> <li>・ 市街地にクマが出没した際は、東成瀬村ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルに従い適切に対応する。</li> <li>・ 実施隊に出動要請する。</li> </ul>
秋田県雄勝地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象鳥獣の捕獲許可と被害防止対策に関する助言・指導を行う。</li> </ul>
秋田県横手警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等と連携して出没場所の現地確認や情報収集を行い、被害防止対策に関する助言・指導を行うとともに警戒指示、村民の安全確保のための被害防止対策を行う。</li> <li>・ 緊急の場合は、警察官職務執行法第4条第1項の規定に基づき、発砲命令の発出を判断する。</li> </ul>
湯沢雄勝広域市町村圏組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部による人身被害への緊急対応。</li> </ul>
東成瀬村鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲作業を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。</li> </ul>
東成瀬村教育委員会 (小中学校等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起や児童生徒の安全確保のための被害防止対策を行う。</li> </ul>
村内の集落・自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における被害情報を収集し、また他の関係機関から発信された情報を地域内に伝達するとともに、爆竹やロケット花火などの方法による初動的な追い払い対策を行い、被害の未然防止に努める。</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



※必要に応じて関係機関等との連絡情報共有を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づき、適正に処理する。



8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	対象鳥獣の捕獲頭数が少なく、費用対効果の観点から食品等としての流通・販売は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

なし
----

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東成瀬村有害鳥獣被害防止対策協議会
--------	-------------------

構成機関の名称	役割
東成瀬村	・実施主体であり、協議会の事務局とし、各組織との連携・調整を図る。
秋田県雄勝地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	・対象鳥獣の捕獲許可と被害防止対策に関する助言・指導を行う。
秋田県横手警察署	・目撃情報、人身被害等に関する情報的協及び銃器に関する指導・監督、鳥獣被害対策への提言・助言を行う。
秋田県森林管理署湯沢支署 雄勝広域森林組合	・林業従事者や入山者への情報提供と注意喚起により、人身被害の未然防止対策を行う。
東成瀬村鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲作業を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。
東成瀬村農業委員会 こまち農業協同組合 秋田県農業共済組合雄勝支所	・農業関係機関・団体の立場から、農作物被害に関する情報提供や被害防止対策に関する提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
湯沢雄勝広域市町村圏組合	・ 緊急時における消防本部による人身被害等への対応を行う。
東成瀬村教育委員会 (小中学校等)	・ 小中学校等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起や児童生徒の安全確保のための被害防止対策を行う。
村内の集落・自治会	・ 地域における被害情報を収集し、また他の関係機関から発信された情報を地域内に伝達するとともに、爆竹やロケット花火などの方法による初動的な追い払い対策を行い、被害の未然防止に努める。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>東成瀬村鳥獣被害対策実施隊の設置 (東成瀬村鳥獣被害対策実施隊に関する条例(平成24年東成瀬村条例第16号)による)</p> <p>実施隊員は、次により構成される。</p> <p>①東成瀬村長が指名する村職員</p> <p>②東成瀬猟友会員のうち村長が任命する者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ②に掲げる隊員は地方公務員法第3条第3項に規定する特別職非常勤職員とし、年報酬(12,000円)を支給するとともに被害対策上の公務災害について補償措置を行う。</li><li>・ ②に掲げる隊員のうち主として対象鳥獣の捕獲に従事することが見込まれる者を対象鳥獣捕獲員として併せて任命する。</li></ul> <p>東成瀬村鳥獣被害対策実施隊の活動内容</p> <p>①村長が指示する対象鳥獣の捕獲及び駆除に関する事</p> <p>②その他計画に基づく被害防止対策に関する事</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし
------

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>対象鳥獣の捕獲等に関して、近隣の市町村や関係機関と連携を図る。 なお、被害防止計画は必要に応じて内容の見直し・変更を行うものとする。</p>
---